第明治三二十種郵便物認可

平成２５年（フ）第２１７５号
名古屋市緑区太子１丁目212番地の２　レオパレス21有松第４―105号
債務者　横井　正美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５４号
東京都江東区亀戸４丁目16番11号
破産者　株式会社ファイバニクス
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３７２号
神奈川県伊勢原市上粕屋1620番地の13
破産者　有限会社大成モールド
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３１号
札幌市東区北18条東８丁目１番３号
破産者　東將電機株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０号
宮城県加美郡色麻町清水字川端南２番地の２
破産者　有限会社中村工務店
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
山形県西村山郡河北町谷地字真木60番地１
破産者　株式会社吉久
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
群馬県太田市阿久津町99番地、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区本羽田３丁目５番９号
破産者　株式会社富工業
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２９５号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目26番５号
破産者　宗像工務店株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７９号
横浜市保土ケ谷区坂本町67番地１
破産者　株式会社天安楼
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８１号
横浜市保土ケ谷区仏向町1437番地１
破産者　株式会社太陽軒
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４０号
川崎市川崎区塩浜４丁目６番19号
破産者　有限会社葉山精機
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
川崎市川崎区四谷上町13番21号ライオンズマンション四谷上町303号
破産者　有限会社ワールド
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
富山県高岡市末広町８番４号
破産者　株式会社大杉堂
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２１号
三重県四日市市青葉町800番地48
破産者　辻本　孝一
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
三重県熊野市久生屋町868番地　熊野病院内、住民票上の住所三重県尾鷲市古江町374番地
破産者　大川　昭也
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３６６３号
大阪市西成区南津守５丁目１番40号
破産者　株式会社スチールワン
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６９号
大阪府守口市八雲北町３丁目45―９、住民票上の住所大阪府守口市大日町４丁目46番20号
破産者　被相続人亡入口寛相続財産
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８８号
大阪府大東市新田中町３番26号
破産者　城東精機株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６９号
大阪市淀川区東三国６丁目19番26号
破産者　株式会社大一エアークリーン
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３５号
大阪市北区東天満２丁目６番７号　南森町東一号館９階
破産者　株式会社日本クオリティ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０２８号
大阪府守口市南寺方東通４丁目25番15号
破産者　有限会社中島興業
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部